

SACO案件に関する日米合同委員会合意について

平成11年10月21日
外務省・防衛施設庁

本日、SACO最終報告の「訓練及び運用の方法の調整」の項に盛り込まれた「パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。」ことについて、日米合同委員会で概要以下のとおり合意を行った。

なお、本件合意により、SACO最終報告の「土地の返還」にある読谷補助飛行場の返還条件の一つが達成されることとなる。

1. 訓練の移転

読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は、日本政府の要請に基づき、伊江島補助飛行場に移転され、同飛行場において実施される。

2. 訓練移転経費の負担

(1) 日本政府は、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を、日米地位協定第24条についての新たな特別の措置に関する協定第3条に基づき負担する。

(2) 経費負担項目

- (イ) 人員・物資の輸送費
- (ロ) 救助艇の運用経費

3. 使用条件の変更

パラシュート降下訓練の増加に対応するため、伊江島補助飛行場のパラシュート降下訓練に関する最大時間枠を次のとおり変更する。

変更後	現 行
月曜日から金曜日まで 0600～2130	月曜日 1600～夕刻
	火曜日 1000～1400、1600～夕刻
土曜日 0600～1200、1700～2130	土曜日 0600～1200、1700～2300